

社会的養護における子どもの最善の利益とは

——子どもの養育に必要な要因の検討を手がかりに——

松本 なるみ

(キーワード： 社会的養護 子どもの最善の利益 里親)

1. はじめに

2004年度の厚生労働省の報告によれば、日本全国で約3万5千人の子どもたちが、親の行方不明、養育放棄、虐待、などの要因から生まれた家庭で継続的な養育をうけることができないと報告されている。そのような子どもたちの養育の確保と権利の保障をする為に社会的養護と呼ばれる制度がある。

日本に暮らす養護児童のうち「家庭的養護」と呼ばれる里親や里親型グループホームに委託されている子どもは約1割で、約9割は乳児院や児童養護施設へ入所している。この数字は、家庭的養護より施設養護が圧倒的に多いという日本の現状を示している。これは、家庭的養護が主流の欧米諸国とは反対の傾向といえる。欧米においては、社会的養護というと里親による養育や養子縁組の事を指し、施設養護は割合として低いものになっている。

日本は1994年に「子どもの権利条約」の批准国となった。この条約の基本精神として「子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」(第3条)と明記されている。

また、特色としては子どもを「権利の享受」の立場から「権利行使」の主体として捉えていることがわかる。条約全体のキーワードとして「子どもの最善の利益」という言葉があげられているが、これは子ども自身がどう考えるかという視点を受けとめ、大人と子どもがお互いの納得を形成するよう話し合う態度を大切にしていくことの必要性を示している。しかし、日本における社会的養護の実践場面において、必ずしも当事者である子どもの訴えや体験は重視されているとはいえない。その当事者である子どもたちが、何を思い何を希望しているのかを知らずして本当の意味での「子どもの最善の利益」を尊重した社会的養護は成り立たない。そこで本稿は、当事者の視点から社会的養護の対象となる子どもの養育に必要な要因を検討することによって、社会的養護における子どもの最善の利益が保証されるあり方について探究することを目的とする。

2. 「社会的養護の対象となる子どもの養育に必要なこと」に関する先行研究

「社会的養護の対象となる子どもの養育に必要なこと」は何かという観点から、先行研究より下記に示す5つに着目した¹⁾。

① 安心して暮らせること

家庭環境を奪われた子どもの多くは乳児院や児童養護施設へ入所する。その入所理由は個々様々であるが、共通していえることは大人の事情や都合により、不安な時間を過ごすという経験をしているということである。保護を必要とする子ども達の多くは、大人の養育放棄、虐待、親の不和、精神病による親の変調、行方不明、経済的困窮、などにより苦しい経験をしてきている。このような子ども達に、まず必要なことについて平湯は、「あなたが悪かったのではない、あなたはそのままみんなから大事にされる価値があるのだということ、周囲の大人が身をもって行動で示してあげることである。無視の変わりに関心を、それも本人にわかる形で示すことであり、声をかけてやることであろう。もちろん大人たちから理不尽に殴られたりすること(つまり体罰)は絶対にならないのだということ、言葉でも行動でも知らせることである。」と述べている²⁾。また、家庭で暮らすことができなくなった子どもたちは、児童相談所により処遇が決定されるが、施設入所措置となった場合その入所において「子どもの意思や気持ちは考慮されることなく連れて行かれるということは、そうめずらしいことではない」と東京都児童養護施設職員の萩原は述べている³⁾。「なぜ保護されたのか」、「どこに行くのか」、「いつまでそこにいるのか」、理由も意味もわからずに大人に言われるがまま振り回されている子どもも多いという現状の一部を示しているといえよう。このことから、安心して暮らせるという環境が用意されることは、衣食住が満たされるだけでなく、大人に振り回されることなく子どもの意思や気持ちは考慮されるということも含まれるということであろう。

② パーマネンシーの保障

パーマネンシー・プランニング (permanency planning) とは、欧米などで、保護を必要とする子どもに対する処遇を決定する際にその根拠となるものである。これは、「永続的計画」と呼ばれ、子どもが複数の里親などに委託されることなく子どものニーズに合った一貫した処遇を受けられるよう計画することをいう。この計画の根底には、子どもが成長していくためには、実親やきょうだい、一定の里親や養親といった一貫した心理的つながりを持つことが重要であるという理念が存在している⁴⁾。

パーマネンシープランニングは、1970年代にアメリカで、被虐待児の家庭外措置件数が急増する中で生まれた。子どもの権利条約に記されている社会的養護に関する項目も、パーマネンシープランニングに基づいたものである。「子どもが家庭で育つのをいかに支援するか」がパーマネンシープランニングのテーマである。子どもが家族とのつながり、家族に属しているという安心感をもてるよう支援することが重要であると桐野は述べている⁵⁾。

③ 望まれた子どもであること

ゴールドスティンらは、子どもが愛することができる少なくとも一人の大人がいて、その大人から子どもが愛され、評価され、そして望まれていると感じる時にだけ子どもに健全な自己評価が生まれる。自分自身に対する愛情と評価が損なわれると、その結果他人や自分の子どもを愛し思いやる能力が損なわれると述べている⁶⁾。子どもは、自分の身近にいる大人たちから、大事にされない経験の中では自分は生きていく価値があると思えなくなり、そのような実感はうまれにくい。そして、今のような境遇に至ったのは、自分がいけない子どもであったからであると自分を責めてしまうこともある。自分が、望まれた子どもであることを実感できる環境が必要なのである。

④ 心理的親の存在

里親養育や養子縁組の場合、2組の親が存在する。ひとつは生みの親、つまり生物学上の親である。そしてもうひとつは里親や養親など、血縁のない養育上の親である。生物学上の親についてゴールドスティンらによれば、血縁は親に子どもを監護する最初の権利を与え、出生は通常親にとって深い心理的意味があるとされている。父にとってはその生殖能力の、母にとっては懐胎、出産能力が完全であることの証明となる。しかし、子どもにとって懐胎、出生という物理的事実は、情緒的愛着の直接の原因とはならない。愛着は、身体のケア、食事、慰め、情愛、刺激など子どものニーズに対する日々の心

づかいから生じるもので、子どものニーズを満たす親だけが生物学的関係という基礎の上に子どもとの間に心理的関係を築くのであって、その養育下にある子どもが大切にされ、望まれていると感じることができる「心理的な親」となるという。また、子どもにとっての心理的親とは、血のつながりによるのではなく、日々の親密な生活の中からうまれるもので、望まれた子どもであると感じることにより心理的親子関係が成り立つとも述べている⁷⁾。

⑤ 自立に向けての自信と自己肯定感

子どもの自立は養育の目標の一つでもある。子どもが自分に対する自信や肯定感を味わえる経験、安心感を得られる生活をおくることができた場合周りの人との関係性を大切に自立することができるようになる。また、他の人に貢献する機会を探したり、自分の成功を描けるようになるといえよう。

3. 研究方法

先行研究は、主に養護児童の措置決定や法の知識、施設職員の経験と子どもの成長発達に関する精神分析の知識をもって述べられている。しかし、当事者の視点から社会的養護の対象となる子どもの養育に必要な要因を検討するためには、当事者による社会的養護への主観的な解釈や意味付けが浮かび上がる調査データが必要であると考へインタビュー調査を実施した。

調査対象者は下記に示した表の通り計10名である。

調査は2003年11月から2004年9月にかけて行った。

主な質問項目として里親に対しては、里親登録から里子の委託、その養育にまつわる日々のできごと等を中心に調査を行った。社会的養護の対象となった子ども（現在は成人している）に対しては、施設での生活及び、里親に委託されてからの生活について、回想法で対象者に自由に語っていただく判構造化面接を行った。施設職員には、時間も限られているということから、事前に質問項目を送付し面接当日に答えていただく方法を用いた。主な質問項目は次の通りである。①基本的属性②施設・職場に関する情報③施設における養育について（施設的生活・子どもの様子）④施設における養育の問題点⑤施設における養育で大切にしていること⑥施設からみた里親委託（委託状況、広まらない理由）⑦子どもとの生活のなかで感じる子どもが求めていることについて

本研究におけるインタビュー調査では、非常に個人的な内容が語られている。そこで、調査協力者の個人が特定されないよう、プライバシーを守るために資料には若干の修正を加えている。

表1 社会的養護の対象であった子どもの属性

	氏名	性別	年齢	職業	婚姻	委託経路等
1	Aさん	男性	25歳	会社員	未婚	家庭崩壊・母親からの虐待→児童相談所一時保護所→児童養護施設入所→里親委託 社会人となり委託解除→独立 現在も里親宅に帰省している。
2	Bさん	女性	21歳	会社員	未婚	父親不詳，母親は病弱で養育できず生後すぐ乳児院入所→措置変更で里親委託→里親宅の事情により約2年間児童養護施設入所→再度同じ里親に委託→18歳で委託解除後も里親宅に同居→現在社会人となり独立。実母は死亡。現在も里親との関係は続いている。
3	Cさん	男性	41歳	会社員	既婚	婚外子として出生。母親が養育困難となり私的な（職場の仲間）紹介により里親委託→委託後養子縁組→結婚し家庭をもち独立→自分自身も現在里親となり里子を委託されている。

表2 里親の属性

	氏名	性別	年齢	職業	実子	里親になった動機	委託状況
4	Dさん	女性	53歳	自営業	なし	実子に恵まれず	2人。K子 乳児院より2歳で委託。12歳で養子縁組し現在成人して同居。L男 児童養護施設より5歳で里親委託され現在養育中。
5	Eさん	女性	45歳	自営業	3人	児童福祉への理解（宗教的教え）	1人。M子 乳児院より児童養護施設を経て6歳で里親委託。現在養育中。
6	Fさん	男性	61歳	退職	3人	社会への貢献	2人。これまでに4名の里子を独立させてきた。現在養育困難となった家庭より2歳と9歳の姉妹を委託されて養育中。
7	Gさん夫 Gさん妻	男性 女性	59歳 54歳	公務員 主婦	2人	児童福祉への理解	里親型ファミリーグループホーム。現在12歳，16歳（軽度知的障害児），17歳，18歳の男子4名を養育している。

表3 施設職員の属性

	氏名	性別	年齢	勤務先	役職	勤続年数	施設の規模
8	Hさん	男性	47歳	児童養護施設	指導員	26年	入所児童約60名 職員18名
9	Iさん	女性	63歳	乳児院	看護師長	23年	入所児約80名 職員62名
10	Jさん	女性	42歳	乳児院	保育士	10年	入所児約80名 職員62名

4. 結果と考察

(1) 社会的養護の対象となる子どもの養育に必要なこと
 先行研究で着目した5項目を調査データより検証すると同時に、インタビュー調査から共通に語られていたことを抽出・整理・分類した。その結果新たに5つの発見があった。これらについて考察を進めた結果を以下のような図で示した。

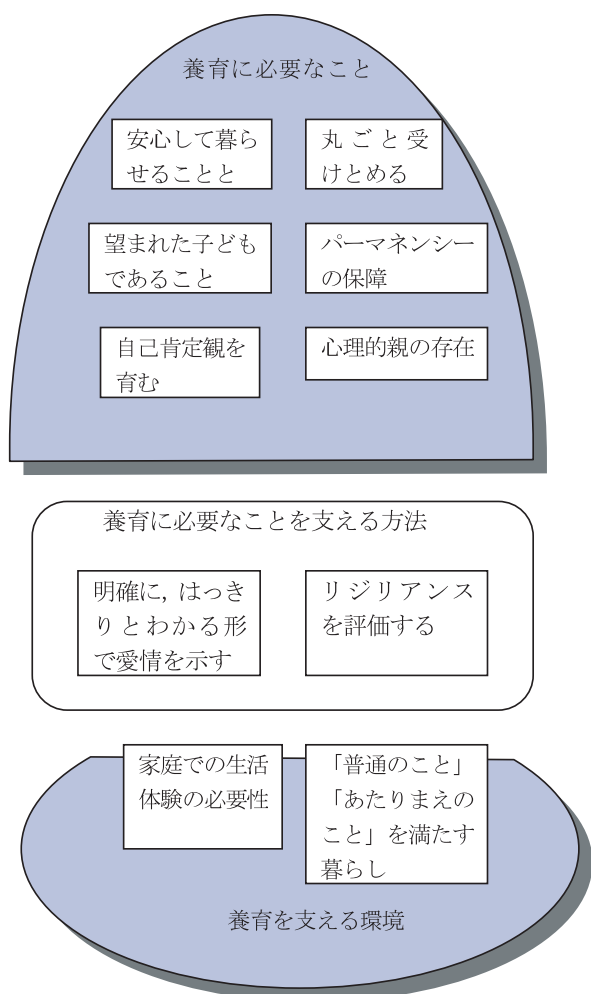


図1 社会的養護の対象となる子どもの養育に必要なこと

● 安心して暮らせること

【事例1】「父親が帰ってこなくなったのは、お前が悪いからだとか言い始めて僕にだけ暴力ふるうようになった。とにかく何もわからない。どうしていいかもわからない。何でこうなったのかもわからない」
 〈Aさん〉

Aさんが小学生の頃、父親の浮気により母親が精神不安定になり父親は家に時折帰ってくるという状態になっていく。そのような状況下で、母親は第1子のAさ

んだけを虐待するようになる。この事例は、なぜそうなってしまったのか、理由も意味もわからずに、大人の都合に振り回され、理不尽なできごとを経験している子どもの状況を示している。何度もでてくる「どうしていいかわからない」という言葉で表されている感情は、「暴力への恐怖」だけではなく、「先の見えない不安」であったのではないかと推察される。安心して暮らせるという環境が用意されることは、生命が守られ、衣食住が満たされるだけでなく、意味もわからずに、大人に振り回されることなく、子ども自らわかる範囲で状況を理解し、納得して暮らすことができるということが保障される環境も含まれるのである。

● 「丸ごと受けとめる」ということの重要性

里親の語りからは、どの里親もまず最初に困惑したこととして語られていることは、委託後の里子の「試し行動」であった。岩崎美枝子は、「試しの時期」とは、子どもが里親に対してどこまで自分を引き受けてくれるのかをいろいろな問題行動を次々と起こすことによって試している時期であると述べている⁸⁾。生まれたばかりの子どもは、まず「泣く」という行為でその欲求を表し、自分の欲求を受けとめ満たしてくれる人であると認識することからその信頼は生まれていくのである。「産んで育てる」ということができる親子の場合、生まれたその時から、このやりとりが始まっている。しかし、里子として委託されてくる子ども達は、乳児院、児童養護施設を経て委託されており、生まれてから十分に「丸ごと受けとめられた」という経験が満たされなかったと思われる。

【事例2】「突然避けるようになり、目もあわせない」
 〈里親Dさん〉「どうして毎日来るの？もう来ないでといわれてしまう」
 〈里親Eさん〉というように、それまでうれしそうにしていたにもかかわらず、突然里親が嫌がることをあえてしてみたり、「常に私の（里母）洋服のどこかを握ってついてくる」
 〈里親Dさん・Fさん〉というつきまとい行為、「部屋にあるいろいろなものを、やたら触りまくる。置物、飾り物、なんでも」そして「これは何」「あれはどうして」と質問をしながら、その行為に長時間里親をつき合わせるというのである。
 〈里親Dさん・Fさん〉他には、「かたっぱしから目に付く物を食べる。その量は半端ではない」
 〈里親Eさん・Fさん〉

これらの事例は、どこまでこの大人は自分を受けとめてくれるのかと、精一杯試している子どもたちの心からの問いかけなのである。その問いかけに里親は、「丸ごと受けとめる」ということで応えていかなければ、この

試し行動を乗り越えることはできない。まちがっても「いい子にしていれば受けとめる」、「かわいい時は受けとめる」など「条件付の受けとめる」であってはならない。あくまでも無条件に「丸ごと受けとめる」ということが必要なのである。しかし、それを実行するためには、試し行動への深い理解のみならず、相当の忍耐力と受けとめることにより子どもとの関係が構築されていくという希望をみいだすエネルギーが必要となってくる。

【事例3】「(委託されてから) 1年間、本当に忍の一字で一生懸命受容しすべてを受けとめる覚悟を決めて接した。だから、今はとっても楽。あの1年しっかり受けとめたという自信があるので、ほんとうに今はこの子がかわいい」〈里親 E さん〉

その試し行動を丸ごと受けとめられた子どもは、次第に問題行動も治まり、安心して暮らすことができるようになっていくという親子関係の構築過程が里親の語りから理解できた。

● パーマネンシーの保障

【事例4】「施設は家族ではないし、家族にはなれない。それは決定的な違い。今はもう委託解除になっているけど、(里親との) 親子の関係というのは終わらない。毎日の生活の積み重ねで、切っても切れない関係になっているなら、それは、本当の家族、ずっと家族」「おまえはここにいてもいいんだよと安心させてくれることは絶対必要。(里親は) ずっとここにいていいんだよという確信というか安心をあたえられることがなにより」〈A さん〉「基盤となるところがほしい。ずっとそこにいていいという基盤がほしい」〈B さん〉「いつでも帰れるところがあるっていい。施設だとそこを出たら帰る時はお兄さん(卒園生)として帰るけど、それが里親だと子どもとして帰れる」〈C さん〉

この事例では、施設と里親の決定的な違いのひとつであると考えられる「関係の継続性」が述べられている。「いつでも帰れるところ」とは、家族として帰ることのできる場所、自分が帰属する場所があるということの大切さを表している。「ずっと」「確信」「絶対」「基盤」という言葉が意味することは、自分がそこにいていいという確信、見放されないというパーマネンシーの保障につながる安心感なのではないだろうか。また、心理的つながりがもてることにより、委託解除後もその家族関係はなんら変わらないという継続性のある関係が生まれている。これは、パーマネンシーの保障の基本となる養育者

との関係の継続性を提供すること、安心できる特別な大人との継続した関係の必要性を示唆している。

- 望まれた子ども
- 明確に、はっきりとわかる形で愛情を示す

【事例5】「(里父が)『お前のやりたい道に進むことが大事だ』と言ってきて、兎相とけんかみたいになってまで僕の事守ってくれた。あの時は、ほんとうにうれしかった。家庭教師に、音楽に、私立高校に、お金がかかったんじゃないかなって、ほんとうにありがたい」〈A さん〉「怒るときに怒られたってことは本当にムカツクけど、お母さんは本気で怒るし、泣くし、とことんいつまでも話したり、施設では、そんなかかりつきりというか、とことんってことがなかった」(里母が) 私がいじめられたら『絶対守ってあげる』って言ってきて、それがお母さんとの絆になっていった」「施設では、誰かに面会があるとみんなひがんだりしてた。みんな引き取られたい。心の中で親に会いに来て欲しいと思っている」〈B さん〉

児童相談所と意見が対立しても、A さんのことを第一に考え、守ってくれたということから里親の自分への思いを感じたとき、自分が望まれた子であるという実感はより深まったといえる。里親が、A さんのやりたい音楽を尊重して、高価な楽器を買ってくれたこと、音楽で有名な私立の高校に行かせてくれたことなど、実際にたくさんのお金を出してくれるという行為が A さんにとり里親の愛情の証のように捉えられたのではないかと。

B さんの事例においても、里母の「絶対守ってあげる」という言葉に B さんは自分への愛情や望まれた子どもであることを実感している。血縁関係のない子どもにとり「こんなに自分を大事にしてくれている」「愛されている」ということがはっきりとわかる形で伝えられることの大切さが浮かびあがってきた。これは、人間関係の永続性への疑念や、本当に自分は望まれた子どもであるかという不安を少なからず感じるという経験をしてきた子どもにとり、明確な言葉や態度、金銭的援助などの行為を通して伝えられるということは、実感を得られる大きな意味を持つものと考えられる。また、B さんの「とことん」という言葉には、どこまでも、いつまでも、自分と向き合う人の存在、つまり自分のことを真剣に考えてくれる特別な大人の存在の大切さをあらわしているといえよう。

● 心理的親の存在

【事例6】「施設の先生は優しくったけど先生と子どもみたいなスタンス。それが里親になると、もう丸ごと家族というか、親。距離感というか関係の親密さが一番違う。毎日の生活の積み重ねで、切っても切れない関係になっているならそれは本当の家族。血のつながりより過ごした時間、築いた関係」「今はもう委託解除になっているけど、親子の関係は終わらない」〈Aさん〉「(実母は)親だとは思えない。お母さん(里親)がやっぱりお母さんだから」〈Bさん〉「親子関係は時間。一緒に過ごす時間が親子の関係をつくっていく。里親のよさは、1対1で愛情をとれることと、ここ俺の家、うちの親って言うことはうれしい」〈Cさん〉

この事例からは、血のつながりというものが、必ずしも親子の絶対条件ではないということがわかる。毎日の生活を共にし時間を積み重ね、経験の共有から愛着や信頼が生まれ成立していく親子関係を示している。

血縁関係のある産みの親は、自分のルーツとして確認しておきたい存在ではあるが、親とは日々養育している里親のことであるという認識がみえてくる。子どもの意識の異なるところにそれぞれ存在しているのである。出産するという事実だけで親になるわけではなく、共に暮らし、過ごした時間の積み重ねで親子になり、その関係は継続的で終わらないということが理解できる。

● 家庭での生活体験の必要性

【事例7】「家庭の中なら自然に見て記憶のどこかにあるとか、そんなたぐいの事って結構多い。それを身につけさせるのは大変」〈施設職員Hさん〉「普通のことを普通にすることが難しいというのが施設。施設によっては、料理するという場面を見ることなく育つこともある」〈乳児院保育士Iさん〉「なんか特別なことじゃない。家族でご飯を食べたり、けんかしたり、学校の話をしたり、そんなことがほくにとって必要だったし、求めていた。里親のところに行きつづいたことは、施設では、いっぱい管理されていたということ」〈Aさん〉「働いてみてお父さんはこれを何十年もしてきたと思ったら頭があがらない。すごいな、偉いと思う。でも、そういうことを感じる事ができたのも家庭で育ったから。お父さんの背中っていつか見てきたから。そんなこと別に口に出してお父さんから教えられた訳じゃないし」〈Bさん〉

この事例からは、家庭の中で自然に身につくようなことを集団の施設生活の中で身につけていくためには、意識して行わなければならない、容易ではないことが分かる。施設養護で職員が、どんなに意識して専門性をもって子どもたちに接しても、家庭における普通の暮らしの中で学ぶことには到底及ばないと考えられる。

● リジリアンスを評価する

ここでは、里親Gさんに委託されたK男のケースをみていくことにする。

【事例8】K男は、親の虐待(ネグレクト)により、生後まもなくからゴミの中で暮らしている状態であった。児童相談所職員が発見し保護する。その後、乳児院入所。措置変更で里親委託されるが、里親との関係が不調となり、再度措置変更で児童養護施設に入所している。実父はアルコール依存症で死亡。実母は自殺。両親死亡により、10歳で現在の里親Gさん宅に委託される。K男の口癖は「大人は誰も信用しない」であった。

「ゲームするお金が欲しいと思うと、もう我慢できない。コントロールできない。すぐ欲しい、すぐ盗るという繰り返しです」「周りの人が心配するとか、そういうことが全くわからない、伝わらない子だったんです」「窃盗などの問題行動をおこしては呼び出され、近隣の警察署は、すべて頭を下げて身柄引き取りに行き尽しました」というほどであった。ついに児童相談所、里親、本人との話し合いの末、児童自立支援施設に入所することになる。

「いざ別れるとなると、彼の『大人なんか信用できない』と言う口癖が聞こえてくるようで、これでいいのだろうかと思っていました。これで私たちが見放したら彼にはだれもいないと考えたらなんだか帰れなくなって」Gさんは、K男を児童自立支援施設に連れて行ったが、すぐに帰ることができずしばらくそこに立ちつくしていた。

「しばらくしてK男が、帰ったと思っていた私が、まだそこにいることに気づいてね。いてくれたんだという感じというんですか、はじめてそんな心が伝わってきて……皮肉ですね。こんな別れの時に感じるなんて。そうしたら、近くに来て『俺、Gのどこ(Gさん里親宅)にいてもよかったんだけどな』って言いました。それで、これで見捨てたんじゃないって伝えたくて、何らかのコンタクトをとってほしいって思いました」はがきによるやり取りや、K男の学校行事に参加して交流を続ける。

中3になったK男は高校進学に際し、当時入所していた施設からは遠く離れた里親宅のすぐ近くの高校を選択する。

「ここから遠い所の施設にいたのにね、そのあたりの

高校は選ばず、わざわざ1時間半も離れたこの(里親宅)近くの校区の学校を選んだと施設から聞かされてね、彼なりの帰りたい、戻りたいっていうシグナルだっと思っていましたね」

また、修学旅行ではGさんにおみやげを買ってきていた。

「うまれてはじめて、おみやげを買いたいなんていう気持ちももてたんだって思ったら、もううれしくなりましたね」

自分が大事にされているということを経験することなく、相手を大切にすることなどできないといわれるが、K男の育ってきた境遇において、欠落していた部分であったのではないだろうか。Gさんとの交流を通して、自分を思ってくれる人の存在を得て初めて相手を思う心が芽生えたのであろう。そして、K男の気持ちや表現に変化が見られるようになってきた。

高校入学と同時に措置変更でK男の希望通りGさん家庭に再度委託された。7年という年月を経て、ようやく信頼関係を築いてきている。今では、すっかり問題行動もみられなくなり、Gさん宅に委託されているほかの障害をもった里子のよき理解者となるなど、里母の信頼も厚い。

では、K男の変化と成長は、どのようにしてもたらされたのであろうか。考えられることとして、Gさんという里親家庭の養育、児童自立支援施設における専門性を持った教育、そのほかG男の持つ力、「レジリエンス」というものによるところも大きいのではないだろうか。庄司によると、「レジリエンス」(resilience)は、「回復性」「弾力性」「柔軟性」などと訳すことのできる言葉で、不利な環境にいるにもかかわらず、良好な発達を遂げる子どもたちがいることを説明するために提案された概念であると述べている⁹⁾。不利な環境に育ったから社会不適応になったという考えだけではなく、不利な環境におかれても、支持的な養育者に出会い困難を乗り越え回復する力を持っているということなのではないか。不遇な環境、困難な環境にあったとしても、その条件だけでその子の将来が決まってしまうわけではない。人間の発達はダイナミックなものであり、困難の中で見いだす力があるということを示唆しているといえよう。このことから、子どものマイナスな面にばかり目を向けるのではなく、その子のもつ「レジリエンス」を評価することが必要なのではないか。

● 「普通のこと」「あたりまえのこと」を満たす

【事例8】「施設養育の中で、不自由なく暮らしているように見えても、気持ちの中ではお父さん、お母さんと呼べる人が本当は欲しいだろうし、何よりも

友達を自由に家に呼んだり『ここ家だよ』って堂々と周りの人に言える普通の家に住みたいという願望があるということは感じる。子どもは、やはり地域の中で家族の中で普通の家で暮らしたいという気持ちを持っているのだと思う。慣れてくると子どもたちも、いろいろ愚痴をこぼすようになるけど、『俺、普通の家で暮らしたい』『別に特別でなくていいから、普通の子供にもなりたかった』といったことを言う子どもは結構多い。普通願望というのか、それは施設ではどうすることもできない」〈施設職員Hさん〉「乳児院での養育の限界というか、どんなにがんばっても家庭にはなりえない。やっぱり子どもは、特定の大人が必要だし家庭の中で育つべきだと、ここで子どもたちを見ながらそう思う」〈乳児院看護師Iさん〉「施設では、何時に起きて、何時にご飯で、お風呂順番で…なんていっぱい管理されていた。それが(里親のところで)なんか特別なことなんかじゃない普通の暮らしができる、ホッとする自分の家がある、安心できる、親がいるということが本当にうれしかった。それから、今日の学校での事とか話しながらみんなでご飯食べたり、なんじゃない事だけど、そんな普通のことや安心がほしい」〈Aさん〉「『ただいま』っていうと『おかえり』ってお母さんが言ってくれる、施設でも言ってくれるけど、たくさんの『おかえり』より、特定の自分だけの『おかえり』がほしい。施設では、みんなが生まれて成長するまでのあたりまえがない。施設で暮らしてみても(委託が不調となり、措置変更となる)リスクがあってもやっぱり里親、家で、家庭で暮らしたい」〈Bさん〉

「普通の暮らしができる、ホッとする自分の家がある」という言葉からは、何気ない日常、小さな毎日の普通の暮らしの積み重ねの大切さが表れている。

共通して語られていたのは「あたりまえのこと」、「普通のこと」という言葉であった。家庭で「普通に」暮らし、日々「あたりまえのこと」を積み重ねる。これらの事を満たされたいと求めているということが理解できた。

命が守られ、居食住が満たされ、快適に暮らせることが保障されても、どんなに専門性の高い職員が一生懸命養育にあたったとしても、彼らのいう「普通のこと」「あたりまえのこと」を保障するには大舎制の施設養護では、限界があるといえよう。

これらのことを、障害のある人に対して使われることの多い「ノーマライゼーション」という考え方にあてはめてみる。「ノーマライゼーション」について庄司は、障害のある人をノーマルな人にするのではない。どの

人も、必要な配慮を受けながら、可能な限り他の人たちと同じ生活（ノーマルな生活）が送れるようにすることであると述べている¹⁰⁾。また、社会的養護の必要な子どもにも、この考えは適用され、ほかの子どもと同じような環境（家庭）で、個々の子どものニーズに応えながら、養育者との親密な関係を築くことができるような環境で生活することを目指すべきであろうと指摘している。

里親養育におけるリスクとして、家庭の事情や諸問題により、養育ができなくなるといことが起こり得るといえる。しかし、実際にその問題に直面した経験をもつBさんが語っていた「そのようなことがあるにしても、里親宅で暮らしたい」という言葉は、できるだけ普通の家で暮らしたい、家庭で暮らしたい、という思いのあらわれといえよう。

田中が行った家族崩壊を経験し、施設に入所している子ども達へのインタビュー調査の口述にも、本研究の調査結果同様に「普通」という言葉が多く用いられていた。

【事例9】「仕事から帰ってから一緒にご飯を食べてというのが『普通の家』」、「普通の団欒があって、それが本当の、そんなことって思うかもしれないけど、それが私にとって本当の家庭」「こう、みんなで、ご飯を食べて、話してというのが、一番の温かみのある家庭っていうのはある」「施設を出たらあとは結婚。一応夢なんよね。普通の家庭で生活できたらいいな」

田中によると、彼らが家族崩壊と施設入所という経験をするにより生じたスティグマ解消のために志向するのは、「普通」「平凡」といったものであり、このように児童養護施設への入所経験者の自己付与されたスティグマを解消・軽減する万能薬は「普通」であり「平凡」とであると述べている¹¹⁾。

5. 総合考察

本研究で、今回導き出した「社会的養護の対象となる子どもの養育に必要なこと」についてまとめると、まず、子どもが安心して暮らし、丸ごと受けとめられていると感じること、そして、特別な大人との永続性のある関係（パーマネンシーの保障）を築き、愛されている、望まれた子どもであるということを実感できる環境の必要性であった。これらのことが保障されたのち生まれてくるものは、「自分はここにいていい」「自分は大切な人である」という自己肯定感である。この自己肯定感に支えられて自分の命、自分の存在が、かけがえのないものであることに気づいていくことができるといえよう。また、心が満たされない感覚を抱いている子どもも少なくない

ということから、一般の家庭の子ども以上に、より深く満たされたいと願う子どもの心に寄り添う必要がある。その為には、明確にはっきりとわかる形で愛情を示すことにより、親子の関係がより確かなものとなるということも理解できた。他には、養育者が子どもの内に秘めたレジリエンス（回復性、弾力性）を評価することにより、その子どもの持つ能力を発揮できるよう支援することも大切である。そして、子どもの日常を日々見守り、支える生活の場として求められている環境は、彼らの言葉を用いると「普通のこと」「あたりまえのこと」が満たされる「家庭の暮らし」ということであった。

芹沢は、その著書の中で児童養護施設の施設長である菅原の言葉を紹介している。菅原によると、施設で暮らす子どもが失った最も切実なものは、「家庭的な暮らしの場」と「家族の関係」であり、この喪失感を満たすには、代替となる「家庭的な暮らしの場」と「家族との関係」の必要性を述べている。そして、子どもにとりまず必要なことは「隣人」の存在ということをあげている。芹沢の解釈によると、「隣人」とは、愛着や依存、甘えといった子どもの本能的な行動表出を受けとめる人のことであるという。「隣人」という大人の存在が、ひとたび子どもの内部に経験できるようになれば、その「隣人」の像は二度と消えることはない。決して断ち切られることなどない人となる。子どもは、この「隣人」との関係性を柱に、思春期以降を小さな振幅を重ねながらも、他者と自分の折り合いをつけ、生きてゆくことができると述べている¹²⁾。また、「今、子どもが求めているのは、受けとめ手のいる環境である。安心して・安全に・安定的に自分が自分であることを保証される人間的な環境である。それは、どんなことがあったとしても、決して断ち切られることなどない「居続ける人」だと説明する。「居続けること」とは、その人の存在が消えないこと、今日もいたのだから明日もいるであろうと信じられることで、このような永続性の感覚は子どもに安定と安心をもたらす」と述べている¹³⁾。このことは、本研究の調査データから明らかになった子どもの養育に必要なこととも合致する。

ひとり子どもが、特定の大人とかがわり毎日一緒に生活をしていくなかで、基本的な信頼と他者との関わりを学び、地域社会の一員として暮らし社会に巣立っていくのは、子どもの権利であると岩崎が述べているように¹⁴⁾、子どもの権利の尊重という観点から考えても集団による生活では、十分に望ましいといえる養育が保障できないということは明らかであり、子どもにとっては帰属する場所、生活する家庭という環境は不可欠なものといえることに辿りつくのである。だが、ここで述べている「家族」「家庭」とは、血縁により成立しているということや、両親がそろっているということ必ずしも指

すわけではない。家族として、家庭としてこれまでに述べてきた「子どもの養育に必要なこと」が機能しているかどうかということが重要なのである。

本研究の調査結果からは、子どもにとって、より家庭に近い環境による養育、つまり、家庭的養護が望ましいということが導き出された。しかし、生後まもなくより乳児院に入所し、一度も面会に来ることのない養育放棄と考えられる子どもの親にも親権という法的権利があり、養子縁組の承諾が得られないケースも多いことや、施設養護が9割を占め里親制度への理解が低く、里親数も大幅に不足している日本の社会的養護の現状において、すべての子どもに代替となる家庭環境を保障することは現実には困難である。まず、里親制度や里親型グループホームの普及が望まれる。他にも里親委託の問題点として、里親と里子の相性が悪く、その家庭で暮らすことが困難となるケースがあることも事実であるし、その子どもの養育が非常に困難を極める場合、専門性をもった施設が適当であると考えられる子どももいるであろう。また、血のつながりを越えて親子関係を構築していくことは、決して平坦な道のりとはいえない。そこで、多くの困難に直面すると考えられる里親への支援体制の確立は急務といえよう。専門の職員の配置や、里親里子の支援体制の整備により、多くの子どもの家庭で暮らす権利が守られるようになることを考える。

6. おわりに

社会的養護の対象となる子どもの養育について、考察を重ねていった。その結果は、家庭的養護の必要性であり、子どもの養育に必要なことは、機能している家庭の生活や家族との関係性の中にあるということを示していた。また、今回導きだされた社会的養護の対象となる子どもの養育に必要なことは、問題を抱える一般家庭の子育てにもあてはまることといえる。

最後に施設と里親の両方で生活した経験を持つBさんの言葉から子どもの最善の利益について考えてみたい。

Bさんは、「ひとつひとつみんな違うケースだし、その個別対応をしてほしいです。子どもは何もわからないうちで思っている児童相談所の人とかたくさんいました。子どもだから敏感なことってあるんですよ。その辺を理解してほしい。一番いやなのは、わかったふりをしている大人がいやですね。本当に真剣に考えてくれればそれはわかるはずなのに。本当に真剣に考えれば、施設にずっと暮らしている子なんて減ると思うんですけどね」と述べている。

この事例から、子どもの声に耳を傾けることなく、そ

の子どもの気持ちを理解することは難しいということが理解できよう。ひとりひとりの子どもの気持ちに敏感でない限り、これが「子どもの最善の利益」であるというような正解など存在しないということである。なぜならば、それは個々のケースによって状況や問題は異なり、個別のきめ細やかな対応でしか解決しえないからである。そして、強調されていた「真剣に考えてくれれば」という言葉には、ひとりひとりに真剣に向き合い、その子どものことを大切に考えるという基本的なことが、実際には、いかに守られていないかということが語られていた。「社会的養護の対象となる子どもたちにとって」というような、包括的発想ではなく、目の前にいる、そのひとりの子どものための「最善の利益」を、Bさんの言葉を用いるならば「真剣に考える」という基本的な大人側の姿勢から見直さなければ、真の意味における「子どもの最善の利益」など決して見えてくることはないのである。

注

- 1) 松本なるみ 「社会的養護における里親の可能性」『鳴門教育大学大学院修士論文』2005 pp.22-25.
- 2) 平湯真人編 『施設で暮らす子どもたち』明石書店 1997 p.19.
- 3) 子どもが語る施設の暮らし編集委員会編 『子どもが語る施設の暮らし』明石書店 2003 p.195.
- 4) 湯沢雍彦 『里親入門』ミネルヴァ書房 2005 p.142.
- 5) 桐野由美子ほか編 『子どもの権利と社会的子育て』信山社 2002 p.119.
- 6) ジョセフ ゴールドスティンほか『子の福祉を超えて』岩崎学術出版 1990 p.17.
- 7) 同上書, p.15.
- 8) 岩崎美枝子 『非血縁親子関係調査』―その形成における要因の測定研究事業―(財)家庭養護促進協会大阪事務所 2002 p.7.
- 9) 庄司順一 『フォスターケア』明石書店 2003 p.190.
- 10) 同上書, pp.172-173.
- 11) 田中理絵 『家族崩壊と子どものスティグマ』九州大出版会 2004 p.70.
- 12) 芹沢俊介 『「新しい家族」のつくりかた』晶文社 2003 pp.196-200.
- 13) 同上書, p.200.
- 14) 岩崎美智子 『児童養護と親子関係』聖徳大学研究紀要 第32号 1999 p.37.

The Best Interests of Children Involved in Social Care

—Lessons from a study of the elements necessary to raise children involved in social care—

Narumi MATSUMOTO

(Keywords : Social care, foster parents, best interests of children)

This study attempted to consider the ideal form of social care which respects the best interests of children, by utilizing an interview survey to examine the elements required to raise the children involved in social care from the viewpoint of those involved. It was found that children who have been subject to social care programs require the preparation and perpetual guarantee of a family-like environment to replace the family life and relationships which were lost. When we considered what the best interests were of children involved in this social care, we were confronted with the fact that no overall correct answer existed. This was because the circumstances and problems were different for each individual child, and could only be resolved by individual fine-tuned handling. Because of this, the true best interests of the children will never be identified unless the adults pay greater attention to the children involved, listen seriously to each individual, and hold the children in true respect.